

(案)

山鹿市  
子ども・子育て支援事業計画  
(第2期)

概要版



令和2年3月

山鹿市

## 1. 計画策定の趣旨・計画期間

平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が成立し、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援の新制度」が施行されることとなりました。

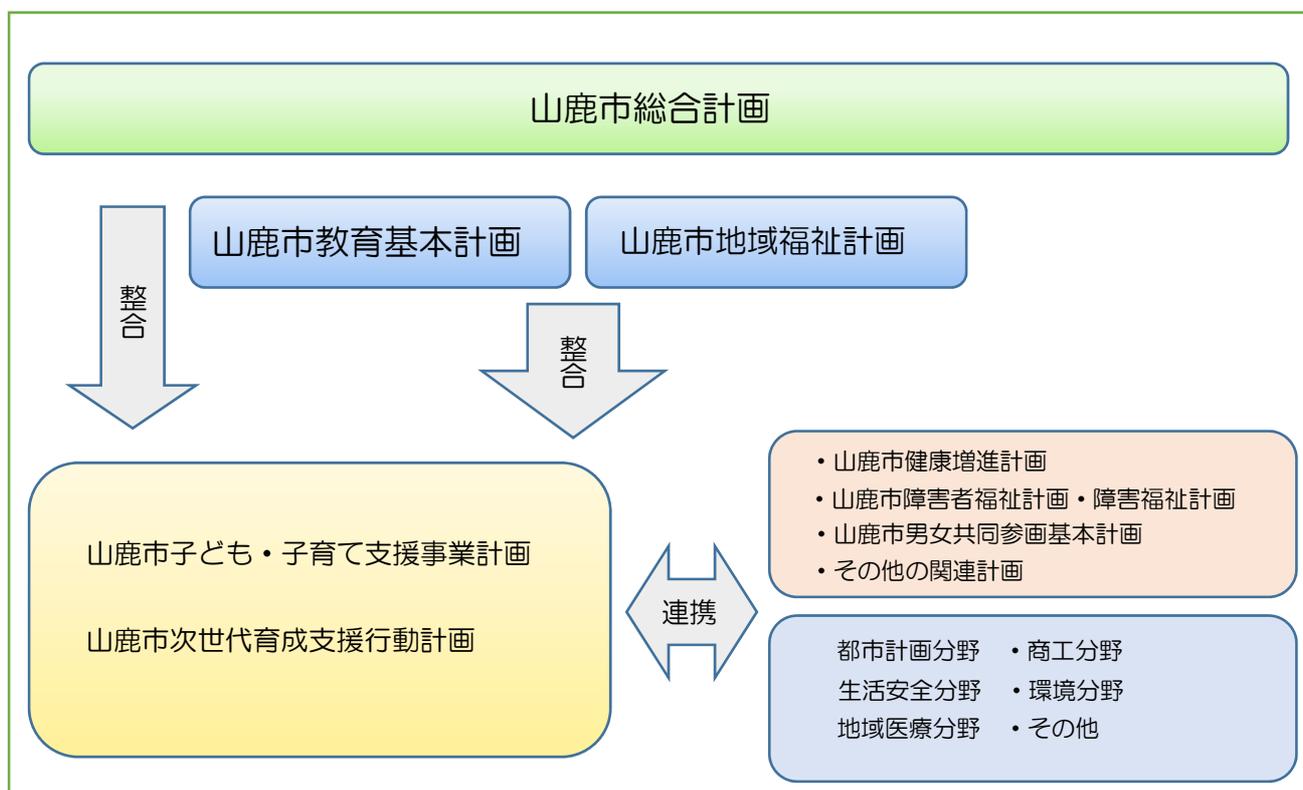
本市では、「山鹿市子ども・子育て支援事業計画（第 1 期）」を策定し、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」ことを基本に、子ども・子育て支援の量の確保・質の向上や地域の全ての人それぞれの立場から子育てを温かく見守り、子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

「山鹿市子ども・子育て支援事業計画（第 1 期）」の計画期間が、令和元年度で最終年度となることから、「山鹿市子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による、子育て・子育て環境の充実を図る計画とします。

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、「山鹿市総合計画」を上位計画として、関係する各分野の計画と連携・整合を図り、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「次世代育成支援行動計画」と、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体として策定します。



### 3. 計画の基本的な考え方

#### ■ 基本理念

本計画は「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、提供体制の確保及びその時期を定め、市民のニーズに応じていくための施策を推進し、地域のあらゆる人々の支援とあたたかいまなざしに見守られ、山鹿の子ども達が笑顔で健やかに成長し、親が子育てに生きがいを感じ、安心して子どもを産み育てられることのできる温もりあるまちづくりを目指します。

## 基本理念

**子どもの笑顔がかがやき 安心して子育てできるまち山鹿**

#### ■ 基本目標

##### 基本目標1 子どもが夢や希望をもって、健やかに成長するための環境をつくります

発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の量の確保と質の向上を図り、全ての子どもが心身ともに健やかに育ち、“夢”に向かってたくましく生きていけるような環境を整えます。

##### 基本目標2 地域一人ひとりが子育てを温かく見守り支える体制を整えます

地域の全ての人々が、それぞれの立場から、子どもとその養育に第一義的責任を有する子育て家庭を温かく見守ります。また、家庭、地域、事業者及び行政が連携して役割を果たすことで、子どもと子育て家庭を支えることができるきめ細かな体制づくりを目指します。

##### 基本目標3 喜びや生きがいを感じながら子育てのできる体制づくりを目指します

保護者が不安や負担、孤立感を感じることなく、子育てに喜びと生きがいを感じながら安心して子育てを行えるように、子育て家庭のニーズに応じた支援を妊娠・出産期から切れ目なく提供していく体制づくりに努めます。

## 4. 幼児期の教育・保育の充実

### ● 計画的な教育・保育施設の整備

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。以下に認定区分と提供施設、量の見込みと確保量を示します。

#### ■ 認定区分と提供施設

認定区分	対象年齢	内容	提供施設
1号認定	3～5歳	学校教育のみ（保育の必要性なし）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育の必要性あり	保育園、認定こども園、地域型保育事業

#### ■ 1号認定

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	51	50	46	44	43
確保量②	150	150	150	150	150
過不足②—①	99	100	104	106	107

#### ■ 2号認定

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,109	1,075	1,009	959	940
教育希望が強い	60	58	54	52	50
上記以外	1,049	1,017	955	907	890
確保量②	1,034	1,034	1,034	1,034	1,034
過不足②—①	▲75	▲41	25	75	94

※「2号認定」の「教育希望が強い」は、保護者の就労等により保育の必要性がある者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者であり、幼稚園等において定員数を確保するもの

#### ■ 3号認定（0歳児）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	208	206	204	204	201
確保量②	216	216	216	216	216
過不足②—①	8	10	12	12	15

#### ■ 3号認定（1・2歳児）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	585	569	563	559	555
確保量②	584	584	584	584	584
過不足②—①	▲1	15	21	25	29

### ● 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。

本市においては、幼稚園、保育園、認定こども園などの施設形態の違いを踏まえ、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を活かした運営を促進していきます。

認定こども園の新たな設置については、利用者のニーズや設置者の意向を的確に把握し、施設・設備等の状況を踏まえて、普及促進を図ります。

### ● 教育・保育の質の向上

ニーズ調査では幼児期の教育へのニーズが高まっており、幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」、「具体的な興味や関心」、「遊びの傾向」、「社会性の育ち」、「内面的な育ち」、「健康状態」、「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、小学校の教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

### ● 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育園又は地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

特に、現在0歳児の子どもを保護者が、保育園等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則1歳到達時）からの認定こども園、幼稚園、保育園又は地域型保育事業等の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境整備について検討します。



## 5. 地域子ども・子育て支援事業の整備

### ● 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保量

以下に量の見込みと確保量を示します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<b>①地域子育て支援拠点事業（単位：延べ利用人数／年）</b>					
量の見込①	20,400	19,992	19,800	19,656	19,524
確保量②	20,400	19,992	19,800	19,656	19,524
②－①	0	0	0	0	0
<b>②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（単位：延べ利用人数／年）</b>					
量の見込①	279	270	267	262	255
確保量②	279	270	267	262	255
②－①	0	0	0	0	0
<b>③ - 1 幼稚園等における一時預かり事業（単位：延べ利用人数／年）</b>					
量の見込①	311	302	283	269	264
確保量②	311	302	283	269	264
②－①	0	0	0	0	0
<b>③ - 2 保育園等における一時預かり事業（単位：延べ利用人数／年）</b>					
量の見込①	375	366	352	343	338
確保量②	375	366	352	343	338
②－①	0	0	0	0	0
<b>④時間外保育事業（延長保育）（単位：実利用人数）</b>					
量の見込①	141	138	132	129	127
確保量②	141	138	132	129	127
②－①	0	0	0	0	0
<b>⑤病後児保育事業（単位：延べ利用人数／年）</b>					
量の見込①	789	769	740	717	708
確保量②	789	769	740	717	708
②－①	0	0	0	0	0
<b>⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（単位：人）</b>					
量の見込①	716	696	692	680	657
確保量②	716	696	692	680	657
②－①	0	0	0	0	0

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<b>⑦妊婦健康診査（単位：延べ利用人数／年）</b>					
量の見込①	550	545	540	535	530
確保量②	550	545	540	535	530
②－①	0	0	0	0	0
<b>⑧乳児家庭全戸訪問事業（単位：実訪問人数）</b>					
量の見込①	350	345	340	335	330
確保量②	350	345	340	335	330
②－①	0	0	0	0	0
<b>⑨養育支援訪問事業（単位：延べ訪問人数／年）</b>					
量の見込①	80	80	80	80	80
確保量②	80	80	80	80	80
②－①	0	0	0	0	0
<b>⑩ - 1 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（単位：延べ利用人数／年）</b>					
量の見込①	35	35	35	35	35
確保量②	35	35	35	35	35
②－①	0	0	0	0	0
<b>⑩ - 2 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）（単位：延べ利用人数／年）</b>					
量の見込①	74	74	74	74	74
確保量②	74	74	74	74	74
②－①	0	0	0	0	0
<b>⑪ - 1 利用者支援事業【利用者支援事業（基本型）】</b>					
量の見込	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保量	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
<b>⑪ - 2 利用者支援事業【利用者支援事業（母子保健型）】</b>					
量の見込	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保量	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
<b>⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（単位：人）</b>					
量の見込み	5	5	5	5	5
確保量②	5	5	5	5	5
②－①	0	0	0	0	0
<b>⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</b>					
確保内容	市内の現状と照らしながら事業の実施を検討します。				

## 6. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

### ● 相談体制の充実

本市では、学校・保育園・幼稚園・子育て支援センター等で子どもや子育てについての相談対応を行っています。また、教育と福祉を一体化して総合的に相談を受け付ける「子ども総合相談窓口」を設置し、専門の相談員を配置します。さらに周知に努め、支援を要する子どもや家庭への対応を図ります。

### ● 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

本市においては、相談機関の周知に加え、支援を必要とする家庭を早期に把握するために、保健師や子育て支援センター職員、子ども総合相談窓口相談員等による訪問や、必要な支援を行うことで虐待を予防します。

### ● ひとり親家庭の自立支援の推進

子育て短期支援事業、保育等の各種支援策を推進するとともに、生活支援のほか、児童扶養手当や医療費助成等の養育支援、更には就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

### ● 障がい児施策の充実

障がいのある子どもが地域で共に成長するためには、公的なサービスの充実とともに市民一人ひとりが障がい児に対する理解を深め、地域の障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。

そのためには、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、地域療育センター等と連携を図り、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を図ります。教育・保育施設においては、学校教諭、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家の協力を得ながら適切な支援に努めることによって、子ども達が可能性を最大限に伸ばし、生き生きとした生活ができるための力を培います。

また、発達障がいについては、ここ数年で急速に認知が進んだものの、社会的な理解が十分になされているとは言いがたいことから、情報周知のほか、家族が適切な子育てを行うための家族への支援に努めるとともに、教育・保育施設、放課後児童クラブ等への発達障がいのある児童の受入れを推進します。